

2024年4月5日

ひかりTVプラットフォームサービス利用規約（2022年6月30日までに契約された方向け）

このたび、2024年4月26日をもって「[ひかりTVプラットフォームサービス利用規約（2022年6月30日までに契約された方向け）](#)」を以下のとおり改定いたします。会員のみなさまには、ご一読のうえ、今後もご利用頂きますようお願い申し上げます。

改定する規約と新旧対照表

「ひかりTVプラットフォームサービス利用規約（2022年6月30日までに契約された方向け）」
(2024年4月26日改定版)

対象の条文	変更点	
第8条	新	本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）の単位は、ひかりTV会員契約ごと、かつひかりTV対応受信装置ごとに1つ締結することとします。
	旧	本サービスの利用契約の単位は、ひかりTV会員契約ごと、かつひかりTV対応受信装置ごとに1つ締結することとします。
第13条	新	契約者は、本契約を解約しようとするときは、そのことを当社もしくは所属提携ISPが指定する方法により、当社もしくは所属提携ISPに通知し、当社が解約について承諾した場合、当社が承諾した日が属する月の月末に本サービスの契約が解約されます。ただし、契約者が解約を通知した日が属する月と、契約を承諾した日が属する月が同月の場合、その翌月の月末に契約が解約されます。
	旧	契約者は、本サービスの利用契約を解約しようとするときは、そのことを当社もしくは所属提携ISPが指定する方法により、当社もしくは所属提携ISPに通知し、当社が解約について承諾した場合、当社が承諾した日が属する月の月末に本サービスの契約が解約されます。ただし、契約者が解約を通知した日が属する月と、契約を承諾した日が属する月が同月の場合、その翌月の月末に契約が解約されます。
第13条3	新	本条第1項の場合においては、その利用中に生じた契約者の債務は、本契約の解約後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。
	旧	本条第1項の場合においては、その利用中に生じた契約者の債務は、本サ

		サービスの解約後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。
第 13 条 4	新	本条第 1 項に基づき契約者が本契約の解約を行った場合、当社及び所属提携 ISP は前払い利用料金を払い戻ししません。
	旧	本条第 1 項に基づき契約者が本サービスに関する契約の解約を行った場合、当社及び所属提携 ISP は前払い利用料金を払い戻ししません。
第 13 条 5	新	本条第 1 項に基づき契約者が本契約を解約し、再度当社と本契約を締結する場合、解約前の利用料金等のその他債務をすべて精算していることを条件とします。
	旧	本条第 1 項に基づき契約者が本サービスに関する契約を解約し、再度当社と本サービスに関する契約を締結する場合、解約前の利用料金等のその他債務をすべて精算していることを条件とします。
第 13 条 6	新	本条第 1 項に基づき契約者が本契約を解約し、再度当社と本契約を締結する場合においては、解約前に結んでいた契約とは別の、新たな契約として扱います。
	旧	本条第 1 項に基づき契約者が本サービスに関する契約を解約し、再度当社と本サービスに関する契約を締結する場合においては、解約前に結んでいた契約とは別の、新たな契約として扱います。
第 14 条 (7)	追加	本サービスを利用可能とする期間を限定し、その利用可能期間における無償での本サービスの利用のみ契約者に認めることを、その内容とする本契約を締結した契約者について、その利用可能期間を経過した場合
第 14 条 2	新	本条第 1 項に基づき、本サービスの利用を停止された会員が、なお、その事実を解消しない場合（第 1 項第 7 号に該当する場合においては、その利用可能期間経過後、長期間にわたり有償での本サービスの利用の申込みが確認できない場合）には、本契約を解除できるものとします。
	旧	本条第 1 項に基づき、本サービスの利用を停止された会員が、なお、その事実を解消しない場合には、本サービスの利用契約を解除できるものとします。
第 16 条 2	新	本契約が解約されない限り、当社は契約者による本サービスの利用が継続されているものとみなします。本サービスの利用の有無にかかわらず、契約者は本条の規定による月額基本料金を含む本サービスにかかわる全ての料金を当社に支払う義務があります。

	旧	本サービスの利用契約が解約されない限り、当社は契約者による本サービスの利用が継続されているものとみなします。本サービスの利用の有無にかかわらず、契約者は本条の規定による月額基本料金を含む本サービスにかかわる全ての料金を当社に支払う義務があります。
第 16 条 6	追加	前各項の定めにかかわらず、本サービスを利用可能とする期間を限定し、当該利用可能期間における無償での本サービスの利用のみ契約者に認めることを、その内容とする本契約を締結した契約者については、当該期間の経過後は月額基本料金の支払いを要しません。